

弁理士法改正の概要（平成 26 年法改正）

「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」（いずれも平成 25 年 6 月閣議決定）を踏まえ、世界最高の「知的財産立国」の実現に向け、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤を早急に整備するための措置を講ずるため、弁理士法の一部改正を含む「特許法等の一部を改正する法律」が第 186 回通常国会において、平成 26 年 4 月 25 日に可決・成立し、5 月 14 日に法律第 36 号として公布された。

①弁理士制度小委員会報告書における指摘事項（法律事項）、及び②意匠制度小委員会報告書における指摘事項（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備）に対応して行われた弁理士法改正は、それぞれ以下のとおり。

なお、改正弁理士法の施行日は、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定を除き、平成 27 年 4 月 1 日であり、ジュネーブ改正協定への加入に係る規定は平成 27 年 5 月 13 日である。

①「弁理士制度の見直しの方向性について」（弁理士制度小委員会報告書）

I. イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

1. 弁理士の社会的使命の明確化

（報告書における指摘）

「弁理士自身はもとより、弁理士を取り巻く関係者の理解と認識が深まるとともに、その使命が的確に果たされるべく、国内外の情勢を踏まえ、中小・ベンチャー企業、大学等を幅広く支援し、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えられる。」【報告書 p.27 「I. 弁理士の社会的使命の明確化」】

（改正内容）

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけることとした。【改正弁理士法第 1 条、第 37 条、第 56 条】

2. 役員解任権の廃止

(報告書における指摘)

「日本弁理士会において自主的な規律が発揮されることを前提として、役員解任権を廃止することが適当であり、仮に会の規律が働かない場合には、役員に対し、「弁理士に対する懲戒権」を発動することにより対応することが適切であると考えられる。」【報告書 p.30 「Ⅱ. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和」】

(改正内容)

経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権を廃止することとした。【改正弁理士法第 72 条】

3. 利益相反規定の見直し

(報告書における指摘)

「特許業務法人制度の施行状況及び他土業の状況も踏まえれば、大規模特許事務所におけるチャイニーズ・ウォール・ルールの明確化等、必要な手当を行った上で、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について利益相反規定が過度の制約とならないよう、法人が関与していた事件であるが、弁理士が自ら関与していなかった事件に関する制約を緩和することが適切であると考えられる。」【報告書 p.32 「Ⅲ. 大規模特許事務所の在り方（利益相反規定等について）」】

(改正内容)

特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする事とした。【改正弁理士法第 31 条、第 48 条】

Ⅱ. 裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

1. 弁理士業務の充実（発明発掘等相談業務の明確化）

(報告書における指摘)

「発明発掘等に関する相談業務については、中小企業に限らず企業のニーズが高い等、肯定する意見も多くみられることも踏まえ、特許等の出願以前の段階における相談を弁理士の業務として規定することが適切であると考えられ

る。これにより、出願以前の段階における発明発掘等の相談—特許出願等の代理—特許権のライセンス契約等の権利活用という一貫した支援を「弁理士又は特許業務法人として」、日本弁理士会の指導・監督の下で、経験を共有し、相互に資質の向上も図りながら、より円滑に実施できることとなる。

一方、非弁理士にも発明発掘等について知見を有する者がおり、専権業務とすることは妥当でないとの指摘もあり、確かに、当該業務を弁理士のみならず法律上認めることは必ずしも適切ではないと考えられることから、専権業務とはせず、弁理士の標榜業務として法律に規定することが適切であると考えられる。」

【報告書 p. 39-40 「ア. 発明発掘等の相談の弁理士業務としての明確化について」】

(改正内容)

出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化することとした。
【改正弁理士法第 4 条第 3 項】

2. 弁理士業務の充実（水際手続・ADR 手続の相談業務の明確化）

(報告書における指摘)

「弁理士が応じることができる相談の範囲を明確化しつつ、弁護士をはじめとした他の士業とも適切に連携する体制を整えることも含めて、知的財産相談に係るワンストップサービスを実現することにより、企業等があまねく知的財産を戦略的に活用できるようにするための環境整備を行うことが適切であると考えられる。」【報告書 p. 40-41 「イ. 知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置付けることについて」】

(改正内容)

水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができる旨を明確化することとした。【改正弁理士法第 4 条第 2 項】

Ⅲ. グローバルな強さに貢献するための資質の向上

弁理士試験の充実に関しては、資料 2 を参照。

②「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」
(意匠制度小委員会報告書)

(報告書における指摘)

「特許協力条約に基づく国際出願及びマドリッド協定議定書に基づく商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続代理等は弁理士の専権業務とされていること(弁理士法第4条第1項及び第75条)に倣い、我が国国民等による特許庁を通じた国際出願(意匠に係る国際登録出願)に関する特許庁における手続代理等も、弁理士の専権業務とすることが適当である。」【報告書 p.15 「2. ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に伴う主な論点とその対応(12) 特許庁を通じた国際出願の受付について」】

(改正内容)

弁理士の専権業務に「意匠に係る国際登録出願」に関する手続等を追加することとした。【改正弁理士法第2条、第4条第1項、第5条、第75条】

(参考1) 特許法等の一部を改正する法律(平成26年法律第36号)による改正後の弁理士法(抄)【弁理士制度小委員会報告書関連】

(弁理士の使命)

第一条 弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第二項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

(業務)

第四条 (略)

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。)であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理

三 前二号に掲げる事務についての相談

3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続(日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者が行うものに限る。)に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

三 発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であつて既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（既に秘密として管理されているものを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

（業務を行ない得ない事件）

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一～五 （略）

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

（設立等）

第三十七条 （略）

2 第一条及び第三条の規定は、特許業務法人について準用する。

（特定の事件についての業務の制限）

第四十八条 （略）

2 （略）

3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であつて、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一～四 （略）

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

(設立、目的及び法人格)

第五十六条 (略)

2 弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 (略)

(総会の決議の取消し)

第七十二条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消しを命ずることができる。

(参考 2) 特許法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 36 号) による改正後の弁理士法 (抄) 【意匠制度小委員会報告書関連】

(定義)

第二条 (略)

2 この法律で「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法 (昭和三十四年法律第二百五号) 第六十条の三第二項に規定する国際登録出願をいう。

3 この法律で「商標に係る国際登録出願」とは、商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号) 第六十八条の二第一項に規定する国際登録出願をいう。

4～7 (略)

(業務)

第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2・3 (略)

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 (略)

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得

て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。